

ハローワーク長野 情報通信

令和3年3月

長野公共職業安定所
電話 026-228-1300

[令和3年4月30日発表]
R3-1

求人・求職の動き

有効求人倍率

1.50

有効求人人数

7,996

有効求職者数

5,337

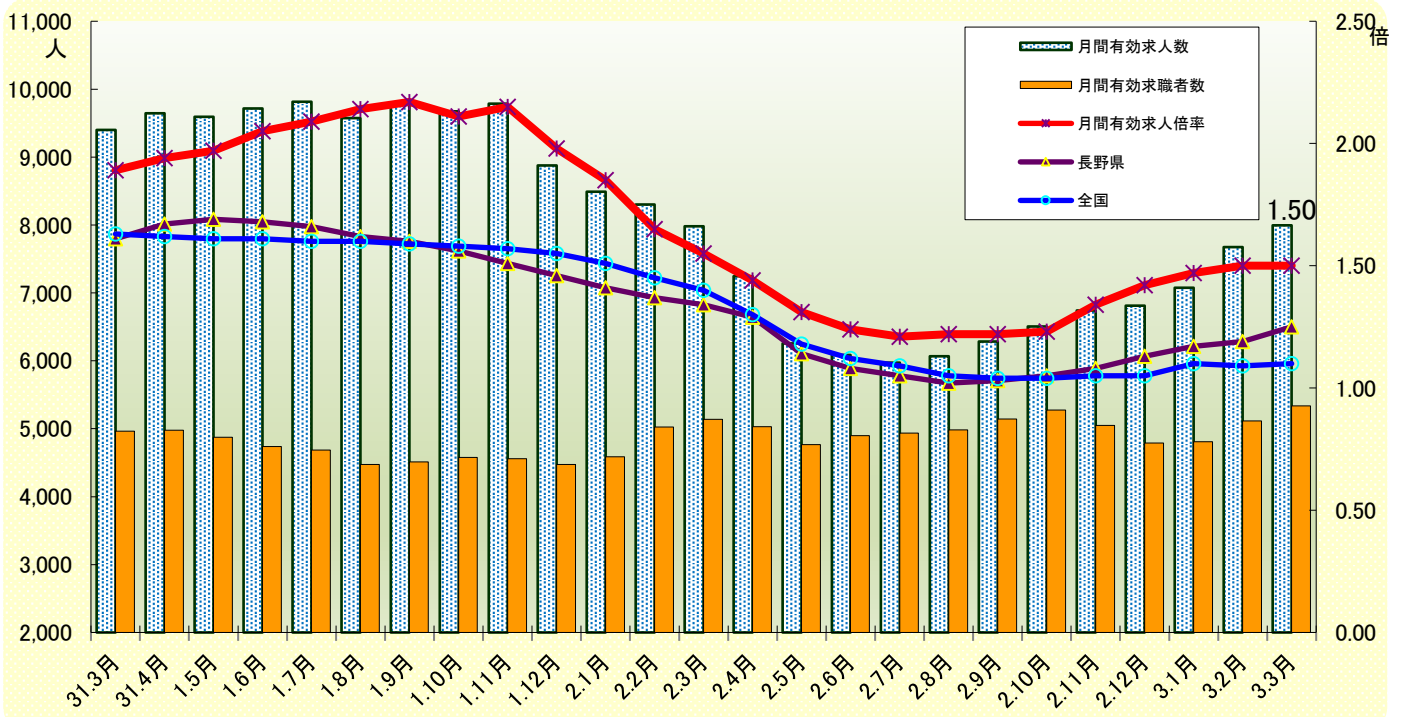
{ 一般の求人 5,050
パート求人 2,946 }

{ 一般希望者 3,205
パート希望者 2,132 }

- ◆ 3月の月間有効求人倍率は前月と同ポイント。前年同月比では0.05ポイント下回った。月間有効求人人数は前年同月比0.2%の増加となった。
- ◆ 月間有効求職者は前年同月比3.9%の増加となった。

令和3年3月
長野県 1.25倍(全国15位)
全国 1.10倍

① 有効求人倍率の推移



全国及び長野県は季節調整値です。
季節調整値の再計算が行われ、令和元年12月以前の全国及び長野県の数値は改定されています。
なお、ハローワーク長野は実数値です。

過去2年間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最近年	1.44	1.31	1.24	1.21	1.22	1.22	1.23	1.34	1.42	1.47	1.50	1.50
前年	1.94	1.97	2.05	2.09	2.14	2.17	2.11	2.15	1.98	1.85	1.65	1.55

② 新規求人・月間有効求人の状況

- ◆ 3月の新規求人数は、前年同月比3.5%の増加。
うち常用（パートを除く）は6.7%増加し、パートは5.4%増加した。

		2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10	2.11	2.12	3.1	3.2	3.3
新規求人数	全 数	2,759	2,451	1,993	2,314	2,311	2,089	2,231	2,559	2,425	2,311	2,722	2,976	2,855
	前年比(%)	▲19.2	▲35.8	▲34.5	▲30.6	▲42.0	▲30.4	▲33.6	▲31.4	▲23.7	▲21.4	▲11.0	4.7	3.5
	うち常用	1,620	1,411	1,126	1,501	1,283	1,197	1,440	1,516	1,306	1,507	1,558	1,540	1,729
	前年比(%)	▲14.7	▲23.1	▲28.6	▲23.8	▲29.8	▲29.2	▲19.0	▲16.8	▲23.1	▲9.1	▲9.3	0.7	6.7
	うちパート	947	997	728	764	951	844	717	963	1,028	686	988	1,249	998
	前年比(%)	▲28.7	▲32.7	▲42.9	▲35.2	▲41.1	▲26.4	▲45.0	▲33.6	▲20.7	▲38.4	▲20.0	1.8	5.4
	常用のうち正社員	1,048	1,020	820	961	941	898	1,000	1,126	969	1,092	1,127	1,088	1,194
	前年比(%)	▲5.3	▲13.6	▲29.0	▲22.7	▲25.3	▲25.1	▲16.4	▲14.0	▲18.1	0.5	▲6.7	4.1	13.9
全数に占める正社員の割合(%)	38.0	41.6	41.1	41.5	40.7	43.0	44.8	44.0	40.0	47.3	41.4	36.6	41.8	
月間有効求人数	全 数	7,983	7,246	6,256	6,087	5,972	6,065	6,283	6,507	6,743	6,811	7,074	7,675	7,996
	前年比(%)	▲15.1	▲24.9	▲34.8	▲37.3	▲39.2	▲36.7	▲35.9	▲32.7	▲31.1	▲23.3	▲16.7	▲7.5	0.2
	うち常用	4,613	4,309	3,789	3,799	3,666	3,707	3,837	3,986	4,067	4,113	4,208	4,395	4,602
	前年比(%)	▲10.3	▲15.1	▲24.5	▲27.7	▲28.8	▲28.9	▲24.9	▲22.5	▲20.7	▲18.2	▲12.9	▲6.3	▲0.2
	うちパート	3,006	2,701	2,196	2,152	2,143	2,206	2,261	2,331	2,471	2,430	2,525	2,819	2,946
前年比(%)	▲16.7	▲27.4	▲41.2	▲41.0	▲43.1	▲37.2	▲40.0	▲36.6	▲34.6	▲28.8	▲23.3	▲15.0	▲2.0	

※全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

③ 新規求人の産業別割合（パートを含む）

- ◆ 3月の新規求人の産業別では、【E製造業】で前年同月比で8.6%増加した。うち電子部品・デバイス・電子回路及び電気機械器具は前月まで増加傾向であったが、今期は減少となっている。【金融・保険・不動産業】は前年同月比74.4%増加、【M宿泊・飲食サービス業】では19.1%の減少となっており、飲食店は23.5%の減少となっている。【P医療・福祉業】は6.5%の増加。【Rサービス業】では19.9%の減少となっている。

産業別	新規求人数(人)	前年比(%)	産業別	新規求人数(人)	前年比(%)
全 数	2,855	3.5	G 情報通信業	86	145.7
D 建設業	257	0.4	H 運輸業・郵便業	57	29.5
E 製造業	558	8.6	I 卸売業・小売業	323	20.1
09 食料品	84	33.3	J・K 金融・保険・不動産業	68	74.4
15 印刷・同関連	27	2,600.0	M 宿泊・飲食サービス業	55	▲19.1
18 プラスチック	4	300.0	76 飲食店	39	▲23.5
24 金属製品	23	35.3	N 生活関連サービス・娯楽業	117	15.8
25 はん用機械器具	10	100.0	O 教育学習支援業	63	57.5
27 業務用機械器具	1	▲75.0	P 医療・福祉	427	6.5
28 電子部品・デバイス・電子回路	62	▲37.4	R サービス業	639	▲19.9
29 電気機械器具	288	▲5.0	91 職業紹介・労働者派遣業	137	▲32.5
31 輸送用機械器具	2	-	その他の産業	205	5.7

※ その他の産業には、「A・B農・林・漁業」「C鉱業・採石業・砂利採取業」「F電気・ガス・熱供給・水道」「L学術研究・専門・技術サービス」「Q複合サービス」「S・T公務」を含みます。

④ 新規求職・月間有効求職の状況

- ◆ 3月の新規求職者数は、前年同月比9.1%増加した。
うち常用（パートを除く）は2.9%増加し、パートは19.6%増加した。3月末で期間満了となる有期雇用労働者が求職申し込みをしていることが要因の一つと考えられる。
月間有効求職者数は前年同月比で増加しており、求職活動が長期化する傾向がある。

		2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10	2.11	2.12	3.1	3.2	3.3
新規求職者数	全 数	1,065	1,215	871	1,149	965	888	1,040	1,035	800	830	1,105	1,199	1,162
	前年比(%)	▲6.7	▲7.0	▲20.9	23.2	▲4.8	5.3	0.8	▲3.8	▲15.6	▲10.7	▲12.0	▲3.8	9.1
	うち常用	697	755	554	671	627	589	667	647	482	524	657	737	717
	前年比(%)	▲1.0	0.8	▲15.2	13.2	▲6.0	10.5	2.5	▲8.1	▲16.2	▲10.7	▲20.6	▲6.7	2.9
	うちパート	368	460	317	478	338	299	373	388	270	238	431	460	440
	前年比(%)	▲16.0	▲16.2	▲28.3	41.4	▲2.3	▲2.3	▲1.1	5.1	▲17.9	▲19.6	6.2	0.7	19.6
月間有効求職者数	全 数	5,139	5,028	4,764	4,899	4,936	4,985	5,142	5,277	5,050	4,791	4,809	5,113	5,337
	前年比(%)	3.5	1.0	▲2.3	3.4	5.3	11.4	13.9	15.3	10.7	7.1	4.8	1.7	3.9
	うち雇用保険受給者	1,110	1,197	1,229	1,415	1,560	1,658	1,761	1,759	1,589	1,466	1,384	1,311	1,313
	前年比(%)	▲6.1	▲7.0	▲5.7	6.4	12.7	28.2	35.4	38.0	26.3	19.6	11.0	15.8	18.3
	うち常用	3,167	3,040	2,851	2,874	2,930	3,003	3,095	3,158	2,985	2,812	2,862	3,027	3,180
	前年比(%)	7.6	5.3	1.1	4.5	4.4	11.8	13.7	13.6	8.5	4.0	1.8	▲2.5	0.4

※全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

⑤ 職業紹介・就職の状況（パートを含む）

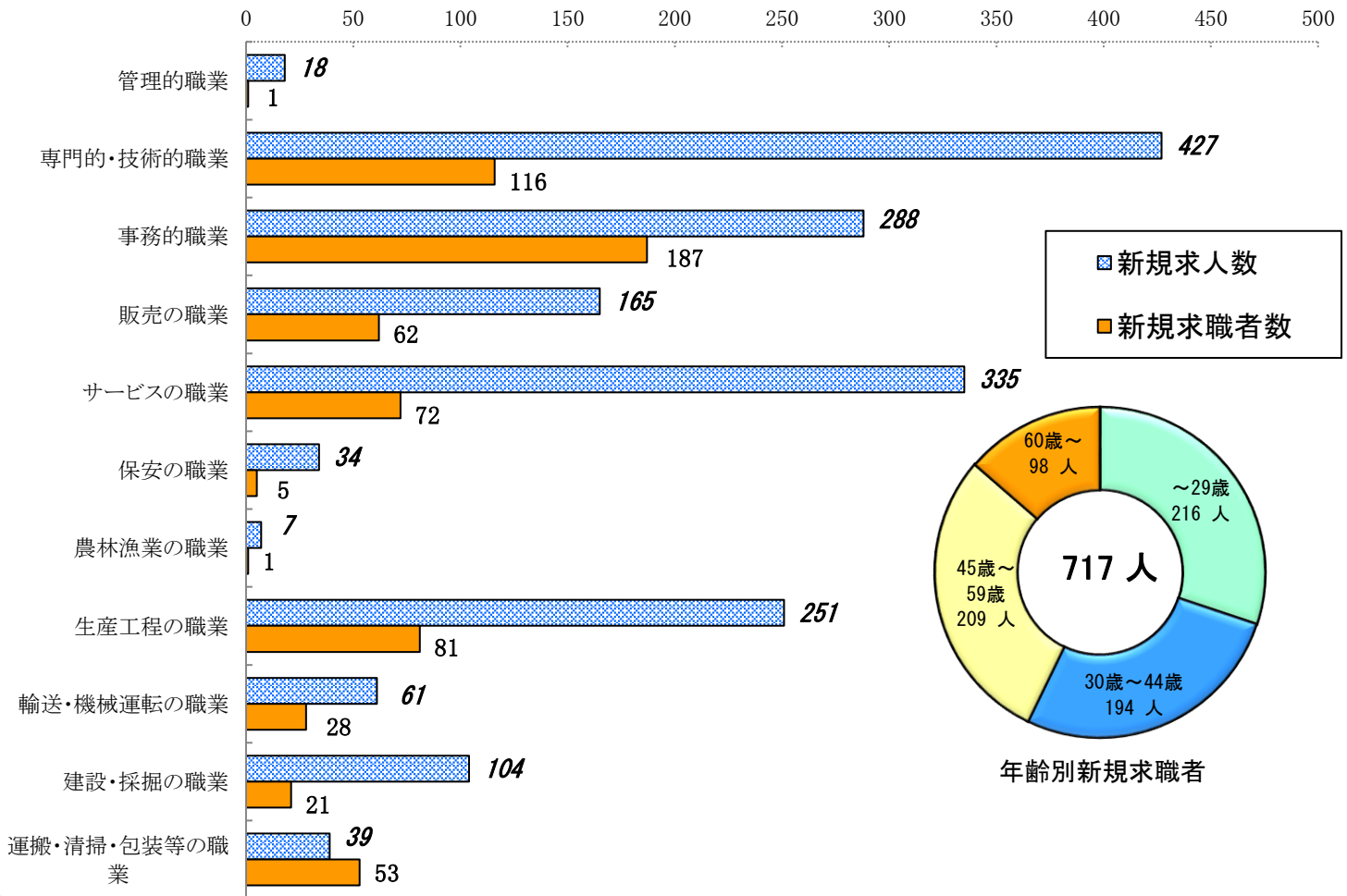
- ◆ 3月の紹介件数は前年同月比2.3%増加したものの、就職件数は3.0%減少している。新規求職者に対する就職率は前年同月比で17.5ポイント増加し47.6%となった。

		2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10	2.11	2.12	3.1	3.2	3.3
紹介件数	全 数	1,638	1,185	1,025	1,337	1,293	1,054	1,256	1,172	1,089	1,010	1,218	1,903	1,676
	うち雇用保険受給者	288	176	190	292	328	281	337	295	259	248	274	303	292
	前年比(%)	▲16.3	▲15.3	▲30.6	▲8.4	▲9.5	▲6.4	▲13.4	▲12.4	▲16.6	▲6.1	▲6.9	▲7.1	2.3
	有効求職者に対する紹介率	31.9	23.6	21.5	27.3	26.2	21.1	24.4	22.2	21.6	21.1	25.3	37.2	31.4
就職件数	全 数	570	361	255	297	347	252	321	333	305	256	252	361	553
	うち雇用保険受給者	83	73	46	68	108	69	100	94	92	75	58	78	94
	前年比(%)	▲5.6	▲7.7	▲32.2	▲16.6	▲4.4	▲17.1	▲5.0	▲4.3	▲4.4	▲21.2	2.4	6.8	▲3.0
	新規求職者に対する就職率	53.5	29.7	29.3	25.8	36.0	28.4	30.9	32.2	38.1	30.8	22.8	30.1	47.6

⑥ 職業別新規求人・求職の状況(パートを除く常用)

◆パートを除く新規常用求職者数は717人で、前年同月比3.9%増加した。

◆新規求人・求職者数を職業別に対比してみると、運搬・清掃・包装等以外で、新規求人数が新規求職者数を上回っている。



⑦ 新規求職者の態様別状況の推移 (パートを除く常用)

◆在職者は前年同月比0.3%増加し、離職者は3.1%減少、無業者は56.2%減少した。
新規求人増加に伴い無業者も例年3月、4月は増加傾向にあるもの。

	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10	2.11	2.12	3.1	3.2	3.3
在職者	335	219	178	251	230	254	291	253	222	227	312	398	336
前年同月比	0.3	▲17.7	▲28.8	▲1.2	▲24.3	4.1	▲6.7	▲20.7	▲14.6	▲21.2	▲22.6	▲8.1	0.3
離職者	293	475	337	370	313	289	319	326	223	260	285	289	284
前年同月比	▲4.6	13.4	▲0.3	25.9	5.7	18.0	8.1	4.8	▲18.6	0.8	▲24.0	▲3.7	▲3.1
うち事業主都合離職者	51	144	91	113	78	76	91	89	51	70	72	69	68
前年同月比	▲32.9	28.6	30.0	121.6	90.2	28.8	51.7	48.3	▲13.6	4.5	4.3	6.2	33.3
うち自己都合離職者	220	293	222	231	220	200	212	218	161	176	196	207	200
前年同月比	3.8	11.8	▲10.1	4.1	▲5.2	17.0	▲3.6	▲3.1	▲19.1	▲1.1	▲30.0	▲3.3	▲9.1
無業者	62	53	31	49	83	44	57	68	37	37	60	50	97
前年同月比	▲1.6	▲17.2	▲52.3	8.9	23.9	0.0	29.5	▲8.1	▲9.8	▲9.8	22.4	▲12.3	56.5

(新規求職者の態様別状況は、速報値であり修正があり得ます。)

⑧ 人員整理状況 (1件あたり10人以上)

	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10	2.11	2.12	3.1	3.2	3.3
件数	1	1	1	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0
人数	12	20	26	14	0	31	17	0	0	41	0	0	0

雇用保険の状況

⑨ 雇用保険適用事業所・被保険者・給付金受給者の状況

- ◆ 受給資格決定件数は、前年同月比10.9%減少した。
- ◆ 受給者実人員は、前年同月比5.0%増加した。

	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10	2.11	2.12	3.1	3.2	3.3
事業所月末現在数	5,504	5,516	5,531	5,536	5,534	5,551	5,513	5,523	5,533	5,533	5,534	5,541	5,480
前年同月比(%)	0.6	0.7	0.9	0.8	0.7	1.0	0.7	0.9	1.1	1.0	1.0	0.8	▲0.4
資格取得数	1,378	2,504	3,205	2,304	1,235	1,001	1,162	1,234	1,031	1,153	967	929	1,234
資格喪失数	1,405	3,637	1,787	1,274	1,282	1,163	1,156	1,832	1,100	1,184	1,417	1,077	1,386
被保険者月末現在数	120,035	117,385	119,394	120,530	120,259	120,040	120,065	119,376	119,338	119,325	118,866	118,687	118,536
前年同月比(%)	1.0	▲1.0	▲0.8	▲0.3	▲0.6	▲0.7	▲0.6	▲1.0	▲0.9	▲1.0	▲0.9	▲1.0	▲1.2
受給資格決定件数	221	397	287	376	291	228	266	254	158	151	219	213	197
前年同月比(%)	3.3	3.1	▲6.2	63.5	37.9	23.9	22.6	13.4	▲24.8	▲22.6	▲4.4	10.4	▲10.9
基本手当受給者実人員数	920	793	987	1,219	1,395	1,454	1,520	1,478	1,279	1,192	1,100	984	966
前年同月比(%)	15.4	▲1.9	7.5	36.7	44.6	56.0	64.7	63.3	28.5	20.9	7.9	9.0	5.0

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

5月・6月の雇用調整助成金等・休業支援金等

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2)【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2)【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※4)	—	8割 11,000円
大企業(※3)	原則的な措置【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※4)	—	8割 11,000円

(※1)～4月末：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)
 5月・6月：まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主
 (まん延防止等重点措置実施地域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用。)
 (※2)生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)大企業はシフト制労働者等のみ対象。
 (※4)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。
 (例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
 →5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

【お問合せ先】 ハローワーク長野 事業所部門 ☎ 026-228-1300 (内線31#)

事業主のみなさまへ

障害に関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わりました。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2 %	2.3 %
国、地方公共団体	2.5 %	2.6 %
都道府県等の教育委員会	2.4 %	2.5 %

令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになりました。

対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保 (義務) + 70歳までの就業確保 (努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

高年齢者就業確保措置について

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

【お問合せ先】 ハローワーク長野 事業所部門 ☎ 026-228-1300 (内線31#)